

桂川河道掘削土石の採取に関する協定書(案)

一級河川淀川水系桂川において実施する淀川水系河川整備計画に基づく河道掘削（以下「河道掘削事業」という。）において発生する掘削土石（以下「掘削土石」という。）について、公共事業への利用を優先した後の掘削土石を河川法第25条（昭和39年法律第167号）及び砂利採取法第16条（昭和43年法律第74号）に基づき採取することについて、近畿地方整備局淀川河川事務所長（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

1. 掘削土石採取の基本的な考え方及び採取量等

- (1) 甲が採取場所に仮置きした掘削土石を乙が採取するものである。
- (2) 乙の採取量は以下に示す数量を予定している、なお、予定採取量は、今後の河道掘削事業の実施状況等により変更することがある。

	令和6年～令和7年
予定採取量	7,000m ³

- (3) 採取後の掘削土石を製品化するための、粒径選別、洗浄、細粒分の処理等の工程は乙が河川より搬出後自ら行うこと。
- (4) 乙は原則として、掘削土石の全量を搬出するものとする。

2. 掘削土石の採取場所等

掘削土石の採取場所等は次のとおりとする（別図参照）。

●採取場所

京都市伏見区羽東師地区 約7,000m³

3. 掘削土石の採取期限

- (1) 乙は甲が採取場所に仮置きした掘削土石を令和7年5月15日までに全て採取・搬出し、河川管理者の指示により整地するものとする。作業が完了したときはすみやかに担当出張所長に届け出て検査を受けること。
- (2) 甲が実施する河道掘削事業の工期等に変更が生じ、乙の掘削土石の採取期限に影響を及ぼす場合、甲と乙は協議のうえ、乙は河川法第25条及び砂利採取法第16条に基づく許認可の変更申請を行うこと。

4. 採取計画について

- (1) 乙は桂川土石採取申込時に提出した採取計画概要書に基づき掘削土石の搬出を行うものとする。
- (2) 乙の責により甲が仮置きした掘削土石の搬出が継続出来なくなった場合には、甲は河川法第25条及び砂利採取法第16条の許認可の取り消し等を行うことがある。

5. その他

- (1) 本協定を締結した後、乙は河川法第25条及び砂利採取法第16条の許認可の他、必要に応じて工事用仮設備の設置を目的とする河川法24条、26条第一項の申請を行わなければならない。
- (2) 乙は掘削土石の採取・運搬において、河川法その他の法令を遵守しなければならない。
- (3) 行政機関または周辺住民からの意見・苦情等に対して、乙は真摯に対応しなければならない。
- (4) 乙またはその構成者に、不誠実な行為があったと甲が判断した場合には、河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可を取り消すことがある。
- (5) 本協定に定めのない事項または本協定について疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の証として本書二通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 近畿地方整備局
淀川河川事務所長 ○○ ○○

乙 ○○○○

